

第173回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成27年12月25日（金）午後1時30分～午後2時45分

2 場 所 ふきみ会館 3階 鳳凰

3 議事案件等

- (1) 議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）

4 出欠の状況

- (1) 出席委員（15人）

山口邦雄、高瀬俊作、村田勝敬、三浦征善、木元慎一、大塚満彦、高久臣平、東北地方整備局長代理 渡邊政義、東北運輸局長代理 武内伸之、東北農政局長代理 枅沢一成、秋田県警察本部長代理 小川浩司、北林康司、佐藤雄孝、沼谷純、高橋猛

- (2) 欠席委員（3人）

平野内マリ子、森園浩一、門脇光浩

5 議事の概要等

- (1) 資料確認、あいさつ、新任委員紹介

○山本幹事

それでは定刻より若干早いですけれども、委員の皆さまがお集まりですので、これから第173回秋田県都市計画審議会を開催したいと思います。

はじめに資料の確認をさせていただきます。あらかじめお送りしておりました議案書のほか、本日「配席図」、両面コピーをした「委員名簿・幹事名簿」、こちらも両面コピーをした「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、それから第1号議案の参考書類として、「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく議案の取扱いについて」と題した両面の資料、一枚ものの資料を合計4枚と、「コンパクトなまちづくりへの取組」と題したホチキス留めの資料をお配りしています。以上につきまして、不足がありましたらお知らせいただければと思います。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部長の石黒よりご挨拶申し上げます。

○石黒幹事

ただ今ご紹介いただきました石黒でございます。委員の皆さまには第173回の都市計画審議会に、年末の本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃から皆さまには、県の建設行政に対して多大なるご理解、ご協力をいただきまして、この場をお借りして御礼申し上げます。今回の都市計画審議会は、皆さまもご存じのとおり、前回9月に開催予定でしたけれども、急遽中止し、今回改めて開催させていただく運びになりましたが、その節は本当にご迷惑をおかけしました。あらためてお詫び申し上げます。

今回の委員の皆さまの中には、改選で新たな委員の方に1名お出でいただいておりますけれども、その際には非常に快くお受けいただきまして、あらためて御礼申し上げます。

今回の議題は、中止になった9月の案件の条件が整いましたので、あらためて今回審議させていただくものです。本日は、皆さまには忌憚のないご意見をいただきまして、この審議会が成功裏に終わることをお願いしまして、簡単ではありますが私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山本幹事

続きまして、都市計画課長の石川から、新たにご就任いただいた委員の皆さまをご紹介します。

○石川幹事

都市計画課長の石川です。それでは新たにご就任いただいた皆さまをご紹介します。県議会議員の沼谷純委員です。

○沼谷委員

よろしくお願いいたします。

○石川幹事

また、本日は所用のため欠席されていますが、市町村長の代表委員として、仙北市長の門脇光浩委員に新たにご就任いただいています。

また、人事異動によりまして、行政機関の委員にも変更がありました。東北地方整備局長の川瀧弘之委員ですが、本日は代理で、秋田河川国道事務所の渡邊政義所長にご出席いただいています。

○渡邊代理委員

国交省の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○石川幹事

事務局についても人事異動によりまして一部変更がありますが、幹事につきましてはお配りしております名簿でご確認くださいようお願いします。

○山本幹事

それでは、審議に入りたいと思いますが、以後の会議の進行は、議長であります山口会長にお願いします。

(2) 開会、議案署名人指名

○山口会長

はい、皆さまこんにちは。それでは、ただ今から第173回の秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることをご報告します。

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員の2人を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、高瀬委員と木元委員にお願いしたいと思います。

(3) 前回付議議案の処理状況について

○山口会長

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から説明をお願いします。

○山本幹事

ご報告します。議案書の2ページ目をご覧ください。こちらに、本年1月27日に開催されました第172回審議会で議決いただいた議案の処理状況を記載しています。

「議案第3号 秋田都市計画道路(3・5・36号外旭川新川線)の変更について」は、秋田市の通称新国道と秋田北インター線の交差点であります野村交差点付近の道路形状の変更を行ったものです。本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成27年2月6日付け秋田県告示第45号で告示しています。

「議案第4号 大館都市計画道路(1・3・101号根下戸商人留線)の変更について」は、大館市にあります日本海沿岸東北自動車道の一部になる予定の大館小坂道路の大館北インターチェンジの位置の変更を行ったものです。

「議案第5号 湯沢都市計画道路(3・4・3号湯ノ原線)の変更について」は、湯沢市の国道398号のうち用途地域から外れている区間を都市計画道路の位置付けから外すための変更を行ったものです。

これらふたつの議案につきましては、本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成27年2月17日付け秋田県告示第56号及び第57号で告示しています。

以上でご報告を終わります。

○山口会長

はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく施設の敷地の位置の決定について

○山口会長

続きまして、本日の議案の審議に入ります。

なお、本日は、議案第1号の審議にあたり必要と認められることから、秋田県都市計画審議会運営規程第7条の規定により、特定行政庁である秋田市から担当職員に出席していただいています。

それでは「議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○近藤幹事

都市計画課近藤と申します。よろしく申し上げます。

私からは、議案第1号の説明に入る前に、本日配布しておりますカラー版の1枚ペーパーの方を先にご説明します。

建築基準法第51条では、都市計画区域内における産業廃棄物処理施設等については、都市計画においてその敷地の位置を決定しなければ、新築又は増築してはならないという規定があります。しかしながら、民間施設においては、事業の流動性などの観点から、都市計画決定ではなく、第51条ただし書の規定に基づいて、県都市計画審議会の議を経て新築又は増築について、許可をしています。

配布の資料につきましては、平成18年12月に都市計画審議会において同様の案件がありまして、審議会での取扱いを分かりやすく整理し、報告した資料です。左側の黄色い部分に、建設部局のフローを記載しています。当審議会での判断要件として、3点記載されています。

1点目として「都市計画との整合性を確認」です。これは、用途地域の指定がある場合は、工業系の用途地域を基本とし、指定がない場合は、将来においても市街化の見込みがない地域であることです。

2点目として「敷地の周辺状況を確認」です。2項目ありまして、ひとつ目が、大型車両の通行に支障がなく、渋滞の要因にならない道路幅員があること。ふたつ目として、敷地の周囲100メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設、福祉施設がないことです。

3点目として「環境部局の事前協議完了の報告を確認」です。県の指導要綱に基づく廃棄物処理施設設置にあたっては、事前協議制を設けており、その協議が完了しているということです。本案件は秋田市内にあり、秋田市においても、同様の事前協議制を設けています。秋田市では、廃棄物対策課での許可となりまして、4月22日付けで事前協議完了通知があったところです。

次に、右側の緑色のフローです。こちらが環境に関する事前協議のフローです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県では、廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱を定めて、事前協議を実施するということになっています。その協議、審議として、3つの基準があります。なお、秋田市においても同様の指導要綱で事前協議を行っている状況です。

1点目として、廃棄物処理施設の立地に関する基準です。立地環境や承諾書、同意書などの項目となります。2点目として、構造に関する基準です。施設からの飛散、悪臭防止、騒音などの項目となります。3点目が維持管理に関する基準です。騒音対策、排水の管理、記録および保存に関する項目となります。

このように、51条ただし書の規定に基づく議案の場合は、環境関連事項について、県又は市の指導要綱による事前協議の協議過程で十分に審査され、環境部局の指導のもと、支障のないものと判断された案件について、審議会の審議をいただいているところです。簡単ではありますが、以上が配布資料の説明です。

この後、議案第1号の内容を説明しますが、特定行政庁である秋田市長からの付議議案ですので、秋田県都市計画審議会運営規程第7条の規定に基づき、会長のご承認をいただいた上で、秋田市の担当職員に説明をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○山口会長

はい、結構です。それでは、秋田市の担当者から説明をお願いします。

○古田建築指導課主席主査（秋田市）

秋田市建築指導課の古田です。よろしく申し上げます。

当付議案件は、9月に取り下げた案件ですが、他法令を所管する関係機関との調整が整ったことから、あらためて付議するものです。議案の説明に先立ちまして、先ほど事務局から説明のありました環境関連事項について、秋田市環境部廃棄物対策課と申請者との間で事前協議をした概要を説明します。

本案件は産業廃棄物の処理に関するものですが、環境関連事項については、秋田市廃棄物処理施設の処置および維持管理に関する指導要綱に基づき、廃棄物処理施設設置等事前協議書が、平成27年3月20日に秋田市廃棄物対策課に提出され、4月22日に事前協議完了通知書が発行されています。事前協議書の添付書類である事業計画書と生活環境調査書を基に、廃棄物処理に関わる飛散物について、汚染物質について、悪臭について、騒音・振動等、各項目について問題のないことを確認をしています。

立地に関する周辺の同意についてですが、今回処理する廃プラスチックについては安定型廃棄物に分類され、秋田市の廃棄物処理施設の立地に関する基準では、住民の同意書は不要とされていることと、施設の操業騒音よりも道路交通騒音の方が測定値が高いとの結果もあり、住民同意及び住民説明などは特に行っていません。

それでは議案の説明をします。議案書の9ページをご覧ください。本敷地は、秋田駅を中心として見たとき、秋田市の西北側、海側に位置し、県庁市役所前の竿灯大通りを西に進み、国道7号との交差点より北方向へ進んだポートタワーセリオンへ向かう途中にあり

ます。所在地は秋田市土崎港穀保町130番地1です。

議案書の10ページをご覧ください。こちらには都市計画図を示しています。国道7号から臨海鉄道を挟み、秋田港までの間にある敷地で、都市計画法上準工業地域に定められ、港湾法上臨港地区に指定されています。

議案書の6ページをご覧ください。付議理由の1から3について説明します。本処理施設は、一日当たり9.6トンの処理能力を有する廃プラスチックの破碎処理施設で、その上屋は平成17年6月に完成し、紙圧縮梱包施設として現在も稼働中です。廃プラスチック破碎機は2年前に既に導入され、有価物としての廃プラスチックの破碎を行っています。

スクリーンをご覧ください。ここで有価物と廃棄物の違いについて説明します。2年前に破碎機を導入してこれまで行っていた事業は、排出されるプラスチックを、申請者である北海紙管が商品として買い取りしたものを破碎処理しているものです。このように取引されたものを有価物と呼び、不要な物を必要な商品として取引されるため、廃棄物には該当しなかったものです。これとは逆に、不要な物を排出事業者がお金を支払って処分する場合、その物は廃棄物に該当します。また、有価物として扱ったとしても、その運搬費が買い取り価格を上回り、実質的に費用を支払って処分する場合も同様に廃棄物となるものです。

次に付議理由書の4、5についてです。議案書の6ページをもう一度ご覧ください。廃棄物処理施設について、建築基準法第51条では、都市計画で位置が決定しているか、政令で定める規模としなければならないとなっています。本施設はどちらにも該当しないため、建築基準法第51条ただし書に基づく許可申請が出されたものです。また、産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは県であることから、秋田県都市計画審議会の議を経ることが必要となったものです。

次にこちらの施設について説明します。議案書の11ページ以降にも図を載せておりますがスクリーンを使って説明します。施設の位置は先ほどお話ししましたとおりですが、国道7号から臨海鉄道を越え、秋田港との間の敷地となります。画面下側が施設の入口となり、入ってすぐ左側のところに事務所があります。建物正面部分が古紙圧縮梱包施設となり、大部分が古紙圧縮梱包機器で占められています。その一角にプラスチック破碎機が設置してあります。

作業工程としましては、入口に入って右側のAの位置に破碎前の物品を保管し、施設内のCの位置の破碎機で破碎し、破碎後Dの位置に保管します。破碎されたものはフレコンパックに梱包し、商社を通じて国外へ輸出されます。現状ではCDケースなどの有価物を破碎していますが、許可後は、建設資材のプラスチック系配管などの廃棄物を破碎する予定となっています。有価物としての破碎も廃棄物としての破碎も、作業内容については変わらないものです。

我々も実際に現地に行き、作業状況を見てきましたが、臭いについては特になく、内部での作業音については、施設の外に出ると道路交通騒音の方が大きく、気にならないものでした。破碎するものは廃プラスチックのため悪臭はありません。粉じん防止の措置として、破碎するときには破碎機周りをビニールカーテンで囲います。汚染水は基本的に発生しないものですが、清掃時に洗浄した際の汚水の流出防止として床全面がコンクリート舗装となっており、側溝、分離槽を介して敷地外に排出し、地下浸透しない施設構造となっています。

最後に都市計画との整合性と周辺環境への影響について説明します。施設位置は準工業地域であり、すでに工業系用途として土地利用が図られている場所となっています。敷地の周囲には学校、通学路、医療施設、福祉施設等はありません。前面道路は幅員が15メートルあり、施設入口から約100メートルで国道7号に出られることから、大型車両の通行にも支障がなく、渋滞の要因も考えられません。したがって本案件は都市計画との整合性に問題なく、周辺環境に与える影響は少ないものと考えられます。

以上で本案件の説明を終わります。ご審議の方をよろしく申し上げます。

○山口会長

ありがとうございました。今の説明は、要するに、施設の扱い上の位置付けが変わったから、建築基準法第51条ただし書で審議会で議論しなくては行けないと。実体上は変わっていないけれども、扱いが変わったから今回この場があるというふうに理解してよろしいですね。はい、ありがとうございます。それでは、何かご質問や意見等ありますでしょうか。

はい、渡邊委員をお願いします。

○渡邊代理委員

国交省の渡邊です。基本のお話として、秋田市内には、廃プラの処理施設というのは何箇所くらいあって、キャパシティと言いましょか、足りているとか、市当局としてもできればそういったものを増やしていきたいというような部分があるのか、少しその辺について教えていただければと。

○山口会長

事務局分かりますか。

○井川廃棄物対策課主席主査（秋田市）

秋田市環境部廃棄物対策課井川と申します。廃プラの処理施設ですけれども、今箇所数については手持ちの資料はありませんけれども、秋田市として廃棄物の処理施設を増やしていく方向、あるいは減らしていく方向というのは、あくまでも事業者が行う事業でありまして、市としてその方向性を示しているものではありません。

また、処理のキャパシティが足りているのかどうかということについても、産業廃棄物そのものについては、排出事業者が処理責任があります。また、排出事業者が処理できない場合は、外部の処理できる事業者へ委託することになっており、県境を越えての移動も可となっていますので、市としての方向付け、あるいはそのキャパシティが足りている、足りないという状況では判断していません。

○山口会長

渡邊委員、いかかでしょうか。

○渡邊代理委員

説明は分かりました。そのうえで、やはり悪臭があるとか、騒音があるとか、そういった迷惑施設の性格も帯びているから、まさしく今日の審査の中身になっているということも事実であるわけですね。はい、分かりました。

○山口会長

一般的には迷惑施設と言われるけれども、その内容は別に環境部局が事前に審査して妥当であるということで、ただし書の判断について手続上審議会に諮られているというふうに理解してよろしいですね。はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします、大塚委員ですね。

○大塚委員

大塚と申します。よろしく申し上げます。

資料の7ページの事業計画概要書の右側なんですけれども、さっき説明はいただきましたが、例えば飛散・流出防止措置の場合、周囲は分かるんですけれども、高さ130センチメートル。それ以上の埃は出ないものかということがひとつ。

それと、次の騒音・振動措置。職員の方が工場に行って確認したという話を聞きました。それは非常にいいことだと思います。ただ、破砕するプラスチックだったり内容が変わると騒音は変わると思いますし、例えば、その内容によっては、もしかしたら破砕するときにプラスチックが熱で溶けて臭いが出る可能性があるものも考えられます。それと、振動

とかそういうものは、職員が行ったときというのはだいたい工場の人たちは押さえるものなんですよね、普通。ですから、将来にわたって環境が守られるという保証はないわけで、先ほども言ったように、材料が変われば音も変わる、臭いも出るかもしれない、埃が出るかもしれない、振動ももっと増えるのかもしれない。そういう先のことを考えて対処を何かしようという部分はお考えでしょうか。それともこのまま、一回行って見たからもういいという感じで、これをそのまま通したいというお考えでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○山口会長

ありがとうございます。それでは、はいどうぞ、事務局。

○古田建築指導課主席主査（秋田市）

秋田市建築指導課古田です。先ほどのご質問にありました事項を何点か説明したいと思います。

まず、飛散・流出防止措置の周囲を囲むというものについてですけれども、高さ130センチメートルという非常に低いものを感じられますが、実際の機械は150センチメートルくらいのものでして、その破砕機周りの部分をこのカーテンで囲い、粉じんを防止するというものです。

続きまして、破砕する内容についてですけれども、基本的に今現在も有価物としての廃プラスチック、CDケース等を破砕しておるわけですが、機器の能力の問題があります。確かに物が変わると音が多少変わることもご指摘のとおり考えられますが、破砕機の能力上、堅いものを破砕できないものですので、騒音について、より大きくなる、より変更があるというふうな考え方をしなかったものです。また、創業から現在においても、現時点においては周囲からの苦情等というものがないものを確認しています。

それと、今回は準工業地域となっていますので、基本的に騒音の規制というものはありませんが、申請者の方で自主的に騒音レベルの自主基準を設けて申請してきていますので、その基準を下回るように操業していただくということが、事前協議書上の内容となっているので、問題ないものと判断したものです。

○山口会長

ありがとうございます。大塚委員、いかがでしょうか。

○大塚委員

さらにちょっと質問させていただきます。

まず、最初の130センチメートルについてなんですけれども、大きな破砕したゴミは周りに飛び散ると思うんですけれども、細かい目に見えないものは上部に流れ出る、これは当たり前の話。それと、先ほどの機械の規模、それがあまり大きいものを破砕できるような機械ではないということでしたが、もし将来的に会社の規模が大きくなって、もっと大きな機械と取り替えるということになったときは、申請されるのかということ。それから、周囲から苦情がないという話でしたが、周りがみんな工場だし、日中しか人がいない、そういういろいろな部分もあって我慢できる範囲かなど。だから苦情がない。ただし、もしそこにずっと人がいるのであれば、どのくらいの精神的なストレスがかかるのかちょっと私も分からないんですが、要望としては、振動と埃の部分に関しては、特に振動の部分は定期的に測っていただいて、そのデータをちゃんと蓄積してもらうような環境保全が必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山口会長

3点ほど質問がありましたが、いかがでしょうか。

○佐々木建築指導課長（秋田市）

秋田市建築指導課の佐々木と申します。

ただ今の環境関係の質問ですけれども、秋田市の環境部廃棄物対策課の方で、廃棄物処理施設の維持管理に関しては基準を決めていまして、その基準に基づいて事前協議もすべて終了しているというふうに伺っています。今ご指摘のありました内容についても、その事前協議の中で適切に行われているものというふうに我々は考えておりますので、そういった形で判断しています。

補足的に申し上げますけれども、先ほど我々市の職員が行ったときに、現地の方では破碎の仕方をちょっと変えたりして、騒音があまり出ないようにしているのではないかなというふうなお話もありました。けれども、実際に機械を動かすということ自体についてはまったく変わらないものですので、我々がそこで機械を動かしている状況を見て、騒音ですとか振動ですとか、そういったものを実際に確認してきたものです。そのやり方が変わるとか、そういったことではないかというふうに思っております。

○山口会長

お待ちください。若干議論がうまく合っていないとか、すれ違ったとか。すれ違うこと自体がたぶん必然だと私は思っているんですが、大塚委員、今のお答えがありましたがいかがですか。

○大塚委員

ですから、事前協議の場合の測定の日時だったり、距離だったり、いろいろなものがあると思うんですけれども、こちら辺は事前協議は私たちには分からないので、その状況が分からないうちはすっきりしないと言うか。事前協議で決めたから全部OK。そのときの状況が分からない。さっき言ったように、機械が今こういう機械だからこういうふうに、今あるいはペットボトルだとかプラスチックを破碎するのだったらそのくらいだと。内容が変わればどうなるのか分からないわけですよ。

だから、先のことを予測してやるのがこの会だと思っんですよ。皆さんの仕事だと思っんですよ。今いいからOKではなくて、この先変わった場合どうなるかという予測をして許可を出すのか出さないのかの考え方が必要なのではないかという話なんです。結局、それがもし何かの苦情だったり、いろいろな問題だったり来たときに、結局県の方で許可した方がまた足を運ぶ。コストがかかる。そうやっていくわけですよ。評判が落ちる。だから、ちゃんとした審議の中で、いろいろな条件を加味した中で事前協議をやってきたし、こういう会議でも内容をしっかり精査して、将来のことも考えつつやるべきだと私は思っんですけれども、どうでしょう。

○井川廃棄物対策課主席主査（秋田市）

秋田市環境部廃棄物対策課井川と申します。大塚委員のご質問ごもっともです。

今回の場合は、すでに有価物を破碎するというので設置、稼働している施設です。その施設でもって、今度は廃棄物、有価物ではないものを取り扱うということの申請で、当課としては事前協議をお受けしています。その際に、当然問題となる、例えば騒音、振動については準工業地域ということで規制値がありませんけれども、それを稼働するにあたって、事業者自らが、敷地境界において騒音、振動の基準を設けています。当然それが事業者に対する足かせとなって、その基準を守らなければならないということとなります。

また、今設置している破碎機を今後新たに、例えば容量の大きなものに取り替えるという場合はどうするかというご質問もありました。その際は、新たな廃棄物の処理施設ということになりますので、また事前協議を行うと。そして、規制、基準値を新たに設けると。そして、そのうえでこの審議会の方に諮って、設置の審査をするというようなこととなります。

○山口会長

ありがとうございます。今のお答えでいかがですか。

○大塚委員

100%ではないですけどもOKです。

○山口会長

おそらくこの議論は県と市の関係、及び市の中でも建設部局と環境部局が分かれていて、お互いに役割分担しながら、連携プレーでここまで来たということだと思います。それで、この都市計画審議会は都市計画上の判断をする場であって、環境問題そのものまでを遡って、遡及して議論するのは、よほどのことがないとなかなか大変なのかなと。そうしないと、お互いの役割分担とか連携プレーが全部うまく作動しませんので。そのように私は受け取ったんですが。大塚委員のご疑念も分からないわけではないんですが。

○北林委員

ちょっといいですか、私も。

○山口会長

はい、北林委員。

○北林委員

私も委員が長いのですが、かつて今みたいな議論をこの場ですることが適切かどうかということがありました。例えば秋田中央道路の問題。エレベーターをどう付けるか、安全だとかどうだとかという話まであって、それはここでやる審議ではないだろうという話が出たことがあったんです。私も相当あのときは思いました。ですから、やはり最初に委員になっていただく皆さんにも、この審議会のあり方がどうであるか。まずひとつには、案件は市の審議会を通過しています。それをこの県の審議会ですっきり返すということになると、とんでもない話になってしまうこと。それから、我々は現場を見ていない。現場を見ていないで、ここだけで議論して「はい、そうですか」という話でいいかという話も出たことがあった。ですから、やはり今みたいな大塚委員の話も出てくるんですが、果たしてここでそこまで行く話かどうかという、今会長が言われたような話なんです。これは、結構古くて新しい問題というか、しばらくぶりにまたこういう話が出てきました。

例えば、車が通るときに周辺の環境がどうだとか、我々現場を見ていないんです。トラックが走ったところなんで一切。例えば産業廃棄物を運ぶときに、隣接する住家の苦情があったのかどうかということについても見ていませんから。ただ、いろいろな会議をやって、異常ありませんでしたというかたちで市町村からこう上がってくるという形態なんです。ここが、私もちょっと腑に落ちないなと思いつつも、今言われたように都市計画審議会というのは、上がってきたものを都市計画上どうかという話だけで終わるというかたちなんです。

○大塚委員

ちょっと質問しますけれども。

○山口会長

ちょっとお待ちください。まず、北林委員は発言もうよろしいですか。

○北林委員

よろしいです、はい。

○山口会長

はい、どうぞ。委員間の議論は重要だと思っているんですよ。

○大塚委員

そういう意味では、例えばこの審議会で許可した、市でも許可した。でも、もし何か問題があったとき、その責任の所在というのはどこに行きますか。ここにはないんですか。ここでは責任を取らなくていいという。

○北林委員

例えば、秋田中央道路のエレベーターの問題でも議論したときがあったんですよ。その責任は誰が取るか。誰がどこまで責任を取れるのという、そこまでやってしまうと。

○大塚委員

決定機関というのは、やはりある程度は責任生じますよね。

○山口会長

よろしいですか。我々は決定できません。都市計画法上議を経るということになっておりまして、議を経た後に最終的に決定するのは、普通都市計画の県の審議会ですと県知事ですし、市町村の場合ですと首長になるわけです。まず、我々は最終的な決定権者ではないという事実があります。それから、例えば連係プレーをやっていたときに、連係プレー先が瑕疵をもった判断をして報告してきたときに、我々がそれを前提に議論をして判断して、それがいろいろな都市計画上の誤作動を生じさせたのであれば、まず第一の責任は連係先の誤った報告です。よほど明らかな誤った情報を上げてきたら、我々もチェックしなくてはいけないと思うんですが、本件の場合はそのまでの案件ではないのではないかと、私自身は思うんです。それで北林委員のような話が出てくるとというふうに、私は理解したんですけれども。

はい、どうぞ、三浦委員。

○三浦委員

議論の中心をもう一度確認したいのですが、有価物で従前操業されているものが、いわゆる廃棄物に一部なるということですから、冒頭に説明のあった建築基準法第51条ただし書の規定に基づいて、まずこの審議会に上がってきていると。つまり、その騒音であるとか、排ガスの処理であるとか、飛散若しくは地下浸透、悪臭等々の環境影響評価、つまりアセスについては事前協議ですすでに済んでいて、もっと極端に言いますと、そのやることについては変わらないということの理解をしております。最終的にここで判断して誰が責任を取るのかということは先ほど会長からお話しがあったとおりですので、要するに、その51条に則った場合に、こういうかたちで運用するというところについていいかどうかということで、この場でアセスの評価を我々がよかったのかだめだったのかということではないということを確認したいのですが、会長、そういう議論でよろしいのでしょうか。

○山口会長

まず、会長というよりも個人の意見でしたが、三浦委員が整理してくれました。まず事務局として、議論の組み立てなり、フレームワークはこれでよろしいですか。それとも何かおかしなところがあるのでしょうか。

○近藤幹事

前段で説明したとおり、18年度も同じ議論がありまして、それを整理したものが今回のワンペーパーで事前にお示ししたところです。したがって、今回は、左側の黄色の部分の判断要件である都市計画との整合性の確認、用途地域です。あとは敷地の周辺状況の確認ということで、100メートルのエリアの中に教育施設とかが存在していないといったような確認と、あとは環境部局、市の方からの事前協議を終えたというような報告をもって、この案件について議論していただきたいという内容です。

○山口会長

はい、分かりました。大塚委員、まず議論のフレームはよろしいでしょうか。

○大塚委員

そういうことであれば、全然話すことはないです。もう来たものをただ通せばいいだけですから。

○山口会長

その辺は誤解があるといけないので言いたいのですが、環境部局は都市計画的な判断をしないので、それは我々の責任でやらないと非常にまずいと思っているんです。いくら環境部局からいいと報告書が上がってきたとしても、この審議会の中で都市計画的にこれはまずいということになれば、そういう議を打つわけです。そのときはまた対応が変わってくると思うんです。そこは、まったく我々ただ通過儀礼的にやっているわけではないということをご理解いただければと。

○大塚委員

分かりました。

○山口会長

それでは本件の本題に戻ります。今の議論は確認のためにはとても重要だと思うんですね、同じことを繰り返さないために。具体的な、この都市計画の判断のことでいかがでしょうか。何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、この内容につきましてはまず裁決を取りたいと思いますので、本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。それでは、本議案は原案のとおり可決いたします。

○山口会長

それでは、これもちまして、第173回の審議会を閉じたいと思います。皆さま、ご協力ありがとうございました。